

施ニ付過般末ヨリ寄々協議中ノ知本月廿四日
一般職工ヲ代表シテ中村静二外二名ハ枝工長西
川常之丞ニ口頭ヲ以テ之ヲカ實施方ヲ嘆願
シタルニ工場主モ之ヲ諒トシ十二月一日ヨリ當分
ノ間二時間ノ残業ヲ爲スルコトハ此旨職工側ニ回
答スルト同時ニ工場内ニ公表セリ
然ルニ職工側ハ右残業實施要求貫徹ヲ見ルヤ
更ニ平素ノ問題トセル左記工場勤務規則第六
中ノ遅刻者減額方ニ付キ工場勤務規則中ニ凡記理
由ノ不都合ノ点アリトテ代表者中野静二外二名
ヲシテ之レカ改正方ヲ交渉セシムルコトハ今人ハ
一昨ニ十七日午後五時ヨリ工場主ト會見シテ
議シタルモ妥協總ラス結局中村等職工ノ加
入シ居ル大阪造船労働組合(今工場職工ニハ約三
十名ノ加入員アリ)ニ計リタル上組合幹部ヨリ
テ對抗セシメムト背景ニ組合ノアルコトヲ及メカ
シテ今日ノ物分レトナリ廿八日再ヒ組合幹部ト

共ニ訪問スル旨ヲ速ハテ退出シ之等代表者ハ附
近ニ於テ之レカ經過ヲ待テ居リタル約三十名
ノ職工ニ此旨報告シテ當日ハ魚事解散セリ
工場主側ニ於テハ其後今夜引續所主及其他幹
部等ト対策ニ付テ協議シタル結果職工以外
ノ組合員ノ交渉ニ應セサルコトハ若シ職工側
ニ於テ急業又ハ四罷業ノ擧ニ出ツル場合ハ臨時
休業ヲ爲シ職工側ノ要求事項ニ付テハ職工カ飽
クマテ主張スルニ於テハ法廷ニ於テ争フヘク答
フルコトニ決定セルヲ以テ相當注意中ナリ

尤記

工場勤務規則

- 一 第六條 朝始業時間ヨリ十分以内ノ遅刻ニシテ
ハニ回毎ニ一步ヲ引クコト
- 二 始業時間後十分以上遅レタルトキ及其後ノ
出勤ハ一時間ト母ニ一步ニ至五毛ヲ引クモノトス